

文化財保護法の各制度の概要（有形文化財、無形文化財及び無形の民俗文化財）

	有 形		無 形	無形民俗	無形/無形民俗
	指 定	登 録	指 定	指 定	記録選択
制度の目的 （創設時期）	永久的な保護を目的。強い規制と手厚い保護措置。 （昭和 25 年）	所有者等の自主的保護に期待。届出制と助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置。 （建造物：平成 8 年） （美術工芸品：平成 17 年）	価値の高い伝統的な「わざ」を広く保護。保護措置は、届出制と伝承者養成等への補助。 （昭和 29 年）	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち特に重要なものを保護。伝承者養成等へ補助。 （昭和 50 年）	文化財の価値に鑑み、特に必要とされるものについて、その記録を作成、保存又は公開。 （無 形：昭和 29 年） （無形民俗：昭和 50 年）
保護の対象	有形文化財のうち重要なもの	その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの	無形文化財のうち重要なもの	風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち特に重要なもの	（無 形） 変遷の過程を知る上で貴重なもの。 （無形民俗） 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち重要なもの
指定・登録の 件数	建造物：2,509（5,122 棟） 美術工芸品：10,808	建造物：12,685 件 美術工芸品：17 件	各個認定：76 件・116 人 保持団体等認定：30 件	318 件	（無 形） 91 件 （無形民俗） 648 件
規制等	・現状変更の許可制 ・所有者等変更の届出制 ・管理等に関する命令又は勧告など	・現状変更の届出制 ・所有者等変更の届出制 など	・保持者等変更の届出制 ・保存に関する助言又は勧告など	・保存に関する助言又は勧告など	—
所有者等による 公開	・勧告又は命令 ・指示、停止/中止命令	・指導又は助言	・勧告	・勧告	—
支援措置	・税制 （※国税では、所得税、法人税、相続税・贈与税） ・地財措置 ・国庫補助	・税制 （※国税では、相続税・贈与税） ・地財措置 ・国庫補助（設計監理、公開活用）	・税制 （※公益法人が取得・所有する能楽の公演のための施設） ・地財措置 ・国庫補助	— ・地財措置 ・国庫補助	— — ・国庫補助（記録作成や公開事業への助成）

※指定件数等は、令和 2 年 1 1 月 1 日現在